平成２２年（フ）第４９７号
高知市比島町２丁目16番15号コーポ慈201、住民票上の住所高知市比島町２丁目13番12号
債務者　岡村　英司
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２４号
高知市一宮南町１丁目９番19号　山本ハイツ203
債務者　坂森　和子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２５号
高知県南国市大埇甲1114番地２　レオパレスみせばや103号
債務者　岩本　保典
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２９号
高知市城見町３番25号
債務者　西澤　詔子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３５号
高知市高須１丁目14番68号　メゾン・ド・リベルテ401
債務者　日林　雅也
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５４１号
高知県南国市大埇甲1184番地１　レオパレスシャルマン102号
債務者　川越左千夫
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５４９号
高知市万々485番地
債務者　松本伊佐夫
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５０号
高知市万々485番地
債務者　松本　要子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７５号
高知県香美市土佐山田町東本町４丁目３番21号
債務者　吉村　敏子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８号
大分県日田市大字田島737番地８　田島ハイツ11号
債務者　瀧石　壽子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第５３号
大分県日田市三本松２丁目６番45号　高田ビル501号
債務者　小田　依実
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第５５号
大分県日田市大字有田431番地４
債務者　松岡　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第１８４号
青森県八戸市白銀３丁目12番地７　荒川アパート202、前住所青森県八戸市大字白銀町字白浜道２番地29
債務者　高屋敷純子（旧姓磯島）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
青森県八戸市大字市川町字桔梗野上19番地313
債務者　中村由香利
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
青森県八戸市大字新井田字小久保尻１番地378
債務者　岡田　和子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
青森県八戸市大字河原木字谷地畑59番地24、前住所宮城県仙台市宮城野区宮千代２丁目15番地１　コンフォートＫＭ―511
債務者　久保　由実
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2751番地７
債務者　山岡慎太郎
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　松江地方裁判所民事部